第二十五条の十三第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「非課税口座開設届出書」の下に「又は非課税口座簡易開設届出書」を加え、「第十九項及び第二十一項」を「第二十一項及び第二十三項」に、「第十七項第二号ロ」を「第十九項第二号ロ」に、「第十七項第二号イ」を「第十九項第二号イ」に、「第十七項第二号に」を「第十九項第二号に」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項第一号中「第二十五条の十三の六」を「第二十五条の十三の六第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「署名用電子証明書等（同条第七項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち財務省令で定めるもの（次号、第十四項第一号及び第二十五条の十三の八第三項において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十一項各号」を「第十二項各号」に改め、「法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する」及び「（第十七項第一号において「特定口座」という。）」を削り、「法第三十七条の十四第五項第二号の」を「同条第五項第二号の」に、「及び第十七項第一号」を「及び第十九項第一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「この条から」を削り、同項の次に次の一項を加える。

8　法第三十七条の十四第五項第二号の非課税管理勘定に係る上場株式等の移管は、居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設している非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において、同号ロの移管がされるものを除き、次に定めるところにより行われるものとする。この場合において、第一号の特定口座に移管がされる非課税口座内上場株式等と同一銘柄の当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、その全てを当該非課税口座から当該特定口座に移管しなければならないものとする。

一　当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下この項、次項及び第十九項第一号において「特定口座」という。）を開設している場合には、当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、当該非課税口座から当該特定口座に移管されるものとする。

二　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、前号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等を特定口座以外の法第三十七条の十四第四項第一号に規定する他の保管口座（以下この号及び次号において「特定口座以外の他の保管口座」という。）に移管することを依頼する旨、移管する当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供で、その者の署名用電子証明書等（法第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち財務省令で定めるもの（第十項、第十五項第一号及び第二十五条の十三の八において「特定署名用電子証明書等」という。）の送信と併せて行われるものを含む。）をした場合には、前号の規定にかかわらず、当該書類（電磁的方法により提供した当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この号及び次号において同じ。）に記載又は記録がされた当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、当該非課税口座から当該書類に記載又は記録がされた特定口座以外の他の保管口座に移管されるものとする。

三　第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定口座を開設していない場合には、前号の書類に記載又は記録がされていない当該非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、当該非課税口座から当該金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の他の保管口座に移管されるものとする。

第二十五条の十三の二第一項中「前条第二十三項」を「前条第二十五項」に改め、「規定する書類」の下に「（その者の氏名又は住所の変更をした場合にあつては、当該書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の写しその他の財務省令で定める書類。以下この項において「本人確認等書類」という。）」を加え、「当該書類」を「当該本人確認等書類」に改め、同条第三項中「第二十五項」を「第二十九項」に改め、「非課税口座開設届出書」の下に「又は非課税口座簡易開設届出書」を加え、「第三十七条の十四第十一項」を「第三十七条の十四第十三項」に改める。

第二十五条の十三の三第一項中「第二十五項」を「第二十九項」に、「の受理、同条第十一項」を「又は非課税口座簡易開設届出書の受理、同条第十三項」に改める。

第二十五条の十三の四第二項中「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十一項」に、「同条第十八項及び第十九項」を「同条第二十二項及び第二十三項」に改める。

第二十五条の十三の六第一項中「の提出」を「又は非課税口座簡易開設届出書の提出」に改め、同条第二項中「第二十五条の十三第八項又は第十七項第一号」を「法第三十七条の十四第十二項後段の規定又は第二十五条の十三第九項若しくは第十九項第一号」に改め、同条第三項中「同条第二十一項後段」を「同条第十一項後段の金融商品取引業者等の営業所の長、同条第二十五項後段」に、「第二十五条の十三第二十六項」を「第二十五条の十三第二十八項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第十三項、第十六項若しくは第十九項」を「第三十七条の十四第十七項、第二十項若しくは第二十三項」に改め、同条第五項中「非課税口座開設届出書」の下に「、非課税口座簡易開設届出書」を加え、「同条第十四項」を「同条第十八項」に、「同条第十七項」を「同条第二十一項」に、「第二十五条の十三第十四項第二号又は第二十一項」を「第二十五条の十三第十五項第二号又は第二十三項」に改める。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同条第二項中「第四条の六の二第九項」を「第四条の六の二第二十三項」に改める。

第二十五条の十三の八第二項中「第十一項、第十二項及び第十四項」を「第十四項、第十五項及び第十七項」に改め、同条第二十六項中「第二十四項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十三項を同条第二十六項とし、同条第二十二項を同条第二十五項とし、同条第二十一項中「第十七項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十項を同条第二十三項とし、同条第十九項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第十一項、第十二項、第二十項及び第二十二項から第三十二項まで」を「第十二項、第十三項、第二十一項、第二十二項及び第二十二項から第三十二項まで」を「第十二項、第十三項、第二十二項及び第二十四項から第三十四項まで」に改め、同項の表第二十五条の十三第七項の項中「この条から」を削り、同表第二十五条の十三第十一項（第十号を除く。）の項中「第二十五条の十三第十一項」を「第二十五条の十三の六」を「第二十五条の十三の六第一項」に改め、同表第二十五条の十三第十一項第十号の項中「第二十五条の十三第十二項第十号」に改め、同表第二十五条の十三第十二項の項中「第二十五条の十三第十三項」に、「第八項」を「第九項」に、「第二十五条の十三の八第九項第一号」を「第二十五条の十三の八第十二項第一号」に改め、同表第二十五条の十三第二十項の項中「第二十五条の十三第二十二項」を「第二十五条の十三第二十四項」に改め、同表第二十五条の十三第二十三項の項中「第二十五条の十三第二十五項」を「第二十五条の十三第二十七項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同表第二十五条の十三第二十四項及び第二十七項の項中「第二十五条の十三第二十四項及び第二十七項」を「第二十五条の十三第二十六項第一号及び第二十九項」に改め、同表第二十五条の十三第二十八項の項中「第二十五条の十三第三十項」を「第二十五条の十三第三十二項」に、「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同表第二十五条の十三第三十二項」に、「第三十七条の十四第二十三項」